

## 多子世帯・ひとり親世帯生活支援券交付事業について

### 1 事業目的

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用して、多子世帯及びひとり親世帯に、市内で使用できる多子世帯・ひとり親世帯生活支援券（以下「生活支援券」という。）を交付することにより、当該世帯の経済的負担の軽減及び地域の消費喚起を図ることを目的とする。

### 2 事業概要

#### (1) 生活支援券の名称

西東京市コスモス商品券（西東京市消費喚起・生活支援商品券）  
※1世帯につき 10,000 円分（額面 500 円を 20 枚綴りで 1 冊）

#### (2) 申請受付

平成 27 年 7 月 21 日から平成 27 年 8 月 31 日まで

#### (3) 券の有効期間

平成 27 年 9 月 13 日から平成 27 年 12 月 31 日まで

#### (4) 対象世帯

平成 9 年 4 月 2 日以後に生まれた満 18 歳以下の子どもがいる世帯で、平成 27 年 6 月 1 日（基準日）において西東京市に住民登録がある、次の①若しくは②に該当するもの、又は、①及び②に該当するものを対象とする。

下記①及び②に該当する世帯には、20,000 円分（2 冊）を交付する。

- ① 多子世帯：上記の対象となる子どもが 3 人以上いる世帯
- ② ひとり親世帯：児童育成手当のうち、平成 27 年 5 月分の育成手当受給世帯

#### (5) 対象世帯の見込み

- ① 多子世帯：1,900 世帯程度
- ② ひとり親世帯：1,600 世帯程度

#### (6) 交付方法

市から対象世帯へ申請書を送付する。対象世帯は、申請書を送付することにより申請する。申請に基づき、市から生活支援券を簡易書留により交付する。

### 3 スケジュール

- 7月中旬 対象世帯へ申請書を送付（郵送）
- 9月 11 日 生活支援券の送付

### 4 予算総額

4,373 万 3 千円

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-460-9841）